

東御市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し

1 計画策定及び中間年の見直しについて

地域や社会全体で子どもを育てる仕組みづくりを目指し、「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。東御市においても、子ども・子育て支援法に基づき、市内の子育て世帯を対象とした調査結果を踏まえ平成27年4月「東御市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は平成27年度から31年度までの5か年としており、過去2年間の実績等を踏まえ、平成30年度、31年度の2か年について計画の見直しを行いました。

2 計画見直しの基本理念及び考え方

本計画では、第2次東御市総合計画における基本理念「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」により、基本目標「1安心して子どもを産み育てられるまちを目指す」及び「2心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す」を示しており、基本理念は継続的に掲げます。中間年の見直しでは、過去2年間の実績等を踏まえ、以下の項目について見直しを行いました。

- (1) 子どものための教育・保育給付事業
「量の見込み」及び「確保の方策」の見直し
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
「量の見込み」及び「確保の方策」の見直し

【用語の解説】

- 「量の見込み」とは、利用状況とニーズで把握するサービスの量の見込み
- 「確保の方策」とは、「量の見込み」に対応するサービス提供体制確保の内容
- 「1号認定」とは、満3歳以上で、幼稚園、認定こども園等で教育を希望する子ども
- 「2号認定」とは、満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園等で保育を必要とする子ども
- 「3号認定」とは、満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育所等で保育を必要とする子ども

3 量の見込みと確保方策

平成27年度及び28年度の実績等を踏まえ、平成30年度及び31年度の量の見込みと確保の方策について見直しました。

(1) 子どものための教育・保育給付事業量の見込み及び確保方策

単位：人

教育・保育施設	項目	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度
2号認定子ども (保育認定：3～5歳)	量の見込み	591	627	623
	確保策	623	631	627
3号認定子ども (保育認定：0～2歳)	量の見込み	198	271	267
	確保策	272	271	267

市内幼稚園、保育園、小規模保育所において、教育・保育サービスの提供を行います。特に3号認定においては、今後の保育ニーズの増加を踏まえ、対応できるよう柔軟な運営をすることにより見込み量を確保していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業量の見込み及び確保策

事業名	項目	単位	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援事業	確保策 基本型	か所	1	1	1
	確保策 母子保健型		1	1	1
地域子育て支援 拠点事業	量の見込み	延人/年	16,700	17,350	17,900
	確保策	か所	2	2	2
養育支援 訪問事業	量の見込み	人回/年	50	50	50
	確保策	か所	1	1	1
子育て短期 支援事業	量の見込み	人日/年	8	8	8
	確保策	か所	3	3	3
一時預かり事業 幼稚園以外(保育園)	量の見込み	人日/年	640	700	700
	確保策	か所	6	6	6
一時預かり事業 幼稚園(在園児対象)	量の見込み	人日/年	1,695	2,000	2,000
	確保策	か所	1	1	1
延長保育事業	量の見込み	延人/年	811	800	800
	確保策	か所	6	6	6
病児保育事業	量の見込み	延人/年	39	40	40
	確保策	か所	2	2	2
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	登録児童数/年	195	257	261
	確保策	か所	7	8	8

4 見直し計画の施行

平成 30 年 4 月 1 日